

## 改正国際保健規則 (IHR2005)について

厚生労働省大臣官房国際課

### 国際保健規則 (IHR) の概要

IHR (International Health Regulations: 国際保健規則) は世界保健機関 (WHO) 憲章第21条に基づく国際規則である。その目的は、国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止することである。1951年に国際衛生規則 (ISR) として制定後、1961年国際保健規則と改名され、今回の改正前は黄熱、コレラ、ペストの3疾患を対象としていたが、昨今のSARS、鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症による健康危機に対応できていないこと、各国のコンプライアンスを確保する機序の欠如、WHOと各国との協力体制の欠如、現実の脅威となったテロリズムへの対策強化の必要性が指摘され、大規模な改訂が必要となった。

### 改正の経緯

- 1951 国際衛生規則 (ISR) 制定
- 1969 国際保健規則と改名
- 1973、1981 一部改正 (対象疾患が6疾患→3疾患へ)
- 1995 新興・再興感染症の流行を受け、第48回世界保健総会にてIHR改正を要求する決議案が採択
- 2004 4-6月 WHO地域事務局会合  
11/1-12 第1回政府間作業部会
- 2005 1-26、5/12-13 第2回政府間作業部会  
5/23 第58回世界保健総会にてIHR改正案が採択
- 2007 6/15 IHR(2005)発効予定

### 改正のポイント (新たに設けられた主な規定)

- ① 「原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる事象」が改正IHRに基づきWHOへの報告の対象となる。(6, 7, 9, 10条)
  - 自国領域内での事象を評価後24時間以内にWHOへ通達し、その後も引き続き詳細な公衆衛生上の情報をWHOへ通達する。
  - 輸出入により判明した疾病の国際的拡大をもたらすおそれのある証拠を受領した場合、受領後24時間以内にWHOへ通達する。
  - (改正の経緯で我が国はあらゆる事象に感染症のみならず化学物質、放射線物質を含めることに異議を唱えていたが、最終的にはすべてが含まれる理解となっている。)

- ② 連絡体制として国内にIHR担当窓口(National IHR Focal Point)を設け、WHOと常時連絡体制を確保する。(4条)
- 国内窓口については厚生労働省大臣官房厚生科学課。
- ③ 加盟国のCore Capacityの規定。(附録1)
- 地域・国家レベルにおける、サーベイランス・緊急事態発生時の対応、及び空海港・陸上の国境における日常衛生管理及び緊急事態発生時の対応に関して最低限備えておくべき能力が規定された。詳細はIHR(2005)の附録1に記載されており、発効後5年以内に満たすことが要求されている。
- ④ 非公式情報の積極的活用(10, 11 条)
- WHOは、GOARN等様々なチャネルから得られた情報に関して、当該国に照会し、検証を求めることができる。  
(参考:GOARN(Global Outbreak Alert and Response Network)は2000年にWHOにより立ち上げられた。人材・技術を蓄積している世界の120の機関やネットワークにより構成され、アウトブレイク時、迅速な情報提供を受けた後、必要な人材・技術を提供するシステムを整備している。)
  - 検証を求められた加盟国は、24時間以内に初期反応を示さなければならない。
  - 加盟国が、WHOによる協力依頼を受諾しない場合、公衆衛生に及ぼすリスクに鑑みそれが正当化される場合においては、WHOは知り得た情報を他の加盟国と共有することができる。
- ⑤ WHOの勧告(15, 16, 17 条)
- WHOは、国際的公衆衛生危機の発生に際して、被害国、その他の加盟国が実施すべき保健措置に関する暫定的勧告と恒常的勧告を発出することができる。(ただし拘束力はなく、また勧告に従わない場合の規定等もない)
- ⑥ IHR 専門家名簿の作成(47 条)
- WHO事務局長は事象の重大性、勧告等についての見解を求めるため、IHR専門家名簿より選任した専門家より構成される緊急委員会を設置することができる。
  - 厚生労働省より国立感染症研究所情報センター長岡部信彦博士を登録済み。
- ⑦ 他の国際機関との連携(14 条)
- 改正によりIHRの適用範囲が大幅に拡大されたことから、IHRの運用に当たっては、WHOは他の国際機関(UN、ILO、FAO、IAEA、ICAO、IMO、OIE等)と十分に連携、活動の調整を行うこととされた。
- ⑧ 感染者や感染の疑われる者の出入国制限(18, 31-2, 附録第1B—2(f))
- WHOの勧告には出入国制限が含まれる。
  - 加盟国も入国拒否を一定の条件の下実施することができる。